

新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーンの使用料等
の収納事務委託について

地方自治法施行令第158条1項の規定に基づき、下記団体に新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーンの使用料等の収納業務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定に基づき公表します。

平成30年4月1日

新潟市長 篠田 昭

1. 委託件名

平成30年度新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン使用料
等収納事務

2. 委託先

花とみどりのシンボルゾーン管理組合 組合長 渡辺 勝
新潟市秋葉区小須戸893番地1